

OMEF 日本委員会

OMEF Japan 乳幼児研究ジャーナル編集規則

(目的)

第1条 この規則は、「OMEF Japan 乳幼児研究ジャーナル編集委員会規程」第2条に基づき、編集業務に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(内容)

第2条 『OMEF Japan 乳幼児研究ジャーナル』（以下、「本誌」という）は、OMEF 日本委員会の機関誌であり、主として保育・教育に関連する研究を行う会員の研究・実践の成果を発表する場、および情報交換の場として発行される。

(発行数)

第3条 本誌は、1会計年度に1巻刊行する。

(掲載区分)

第4条 本誌に掲載する論文・記事の種別は、原則として研究論文（特集論文等も含む）、実践報告、その他の論考・資料等によって構成される。その定義は次の通りである。

- (1) 研究論文は、乳幼児と保育に関わる幅広い課題・テーマについての問題提起と調査、事例等に基づく実践研究、理論的考察等、明確な結論を備えた研究とする。特集論文も含む。
- (2) 実践報告は、乳幼児と保育に関わる幅広い課題・テーマに関する優れた実践の報告であり、新たな議論を喚起したり、他の参考となるようなものとする。
- (3) その他の論考・資料等は、論文の形式にとらわれず、乳幼児と保育に関わる幅広い課題・テーマについての意見、本会活動への意見、本誌の論文への論評、書評等、本会会員に有益となるような資料等とする。

(倫理的配慮と利益相反)

第5条 投稿論文等は、研究者倫理に抵触してはならない。論文等を投稿しようとするものは、（一般社団法人）日本保育学会が提供する『保育学研究倫理ガイドブック』の最新版等を参照すること。

2. 投稿者には、研究に関わる倫理的配慮の記載ならびに利益相反（COI）の申告を求める。

(投稿条件)

第6条 投稿論文等は、少なくともその筆頭著者が会員であることを要する。投稿に関わる詳細は、「OMEF Japan 乳幼児研究ジャーナル論文等投稿規則」「OMEF Japan 乳幼児研究ジャーナル論文等執筆要項」に定める。

2. 執筆者となった会員は、投稿年度の会費を投稿までに納入済みであること。執筆者の内、非会員は会費を納める必要はない。
3. 筆頭著者としての同年度内の投稿は、1人2篇以下とする。

(ジャーナル編集委員会及び編集)

第7条 本誌の編集は、会長が委嘱したジャーナル編集委員長、ジャーナル編集委員から構成される「OMEF Japan 乳幼児研究ジャーナル編集委員会」（以下、ジャーナル編集委員会という）で行う。

2. 研究論文は査読者2名の査読を経て、掲載される。
3. 実践報告は1名の閲読を経て、掲載される。
4. その他の論考・資料等は、ジャーナル編集委員会の閲読を経て、掲載される。

5. 研究論文、実践報告、その他の論考・資料等は、依頼を含めその内容についてジャーナル編集委員会で検討する。
6. 研究論文、実践報告、その他の論考・資料等の掲載は、ジャーナル編集委員会において決定され、OMEF 日本委員会ウェブサイトにおいて、インターネットを介する電子版として公開する。紙媒体の冊子、抜刷は作成しない。

(審査基準)

第8条 査読・閲読規則は、別に定める。

(審査結果への異議申し立て)

第9条 投稿論文等の著者は、審査結果に異議があるとき、審査結果通知後6ヶ月以内にジャーナル編集委員会へ書面により反論を申し述べることができる。それに対しジャーナル編集委員会は、書面により回答する。

(取り下げ)

第10条 著者は、どの段階でも投稿論文等を取り下げることができる。その旨を本会ジャーナル編集委員会へ申し出る。

(未公刊)

第11条 投稿する研究論文、実践報告、その他の論考・資料等は未公刊のものに限る。

(二重投稿)

第12条 類似した内容の原稿を複数の雑誌に投稿してはならない。また、すでに雑誌や書籍等に掲載された論文等と類似した内容の原稿を投稿してはならない。

(無断転載の禁止)

第13条 本誌に掲載された論文等の著作権は本会に所属し、無断で転載することを禁ずる。転載を希望する際は、本会事務局に連絡すること。

(事務処理)

第14条 本誌の編集事務は、ジャーナル編集委員会で行う。

(改廃)

第15条 本規則の改廃は、ジャーナル編集委員会の議を経て理事会が行う。

附則 本規則は、令和7（2025）年4月1日から施行する。